

各 位

会 社 名 株式会社 ニッピ
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 隆 男
(J A S D A Q ・ コード 7 9 3 2)
問合せ先
役職・氏名 総務担当取締役 吉 原 道 博
電話 03-3888-6651

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 162 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- ①当社は決済合理化法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- ②決済合理化法施行により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
- ③その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p><u>(株券の発行)</u> 第8条 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式数は 1,000 株とする。 2. 当会社は、前条の規定にかかわらず単元未満株式については、株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) ~ (3) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条 ~ 第44条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は 1,000 株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条 ~ 第43条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日を持って前条および本条を削るものとする。</p>